

## 三重県の外国人住民数は全国でも上位！

年	三重県における外国人住民数	人口比
平成 20 年	53,082 人	2.78%
平成 21 年	49,076 人	2.58%
平成 22 年	46,817 人	2.47%
平成 23 年	45,547 人	2.41%
平成 24 年	41,811 人	2.23%
平成 25 年	41,221 人	2.21%

平成 25 年 12 月末日時点での三重県における外国人住民数は 41,221 人（三重県環境生活部多文化共生課外国人住民国籍別人口調査\*1）となっており、5 年連続で減少傾向にあるものの、県内総人口に占める外国人住民の割合は 2.21%で、全国的に見て上位\*2 となっている。

\*1 各市町の住民基本台帳に登録されている外国人住民数をもとに、三重県が集計したもの

\*2 法務省「在留外国人統計」においては、人口に占める割合は 2.33%で全国第 3 位（2012 年末）

## 在住外国人の受け入れをめぐる「言葉や文化の違い」から起きていること

「自分たちの住むまちに外国人が住んでいる」—。これはもはや当たり前の時代である。では「受け入れる体制」はできているだろうか。外国人住民を受け入れる中での課題はさまざまな分野で浮き彫りになっている。

人口の 15～20%をブラジル出身の住民が占めている三重県四日市市の笹川地区では、ゴミの出し方、駐車マナー、騒音など生活習慣や文化の違いによる日本人住民との摩擦が生じている。これには日本人住民が、外国人住民に日本の習慣や公共の規律に合わせた行動を望むのに対し、ブラジル人住民はブラジル人の考え方や生活スタイルをもっと日本人に理解してもらいたいと考えているという背景がある<sup>3</sup>。

言葉や文化の違いによる双方のコミュニケーション不足、ブラジル人住民の日本語を習得するには難しい環境や日本語学習への姿勢などが、このような双方の意識の相違につながっていると考えられる。

\*3 三重大学人文学部・多文化共生研究班調べ「多文化共生に向けて—笹川地区の住民アンケートから—」

平成元年（1989 年）に成立、翌平成 2 年に施行された改正「出入国管理及び難民認定法」により、いわゆるニューカマーと呼ばれる日系南米人を中心とした出稼ぎ労働者とその家族が多数来日するようになって 20 年余が経過している。

海外からの低賃金労働力が必要であったときに、日本はそうした労働者に門戸を開いたが、2008 年のリーマンショック以降、景気が減速すると解雇などにより外国人労働者の数は減少傾向に向かった。しかし政府は今、建設や医療・介護などの国内で人手不足となっている分野に海外からの労働力を導入す

ることで、日本の人口減少による生産力低下に対応しようとしている。

戦前後より日本に暮らすオールドカマーが「特別永住者」の資格を持ち定住しているのに対し、ニューカマーは一時的なデカセギとされてきたが、近年は、ニューカマーの人々も定住化傾向にある。在住外国人の滞在期間が長期化するにつれ、教育現場においては、外国籍の子どもたちが増えている。三重県では、日本語指導の必要な子どもたちが小中学校過程で 1,701 人在籍しており（小学校 1,214 人、中学校 487 人、学校数のべ 209 校／平成 25 年 9 月 1 日現在）、県内の公立小中学校における日本語指導が必要な外国人児童生徒の在籍率は、全都道府県中、最も高い数値となっている。生活習慣や文化の違いや言葉が話せないことで、学校になじめなかったり、授業についていけず不登校になったり、将来的に就職ができないなどの問題を抱えることもある。

これまでに述べた言葉や文化の違いによる住民間や教育現場での摩擦が生じている背景は、個人レベルのコミュニケーションの問題だけではなく、言葉を誰が教えるか、通訳の人材をどう確保するかといったことを国で議論し、予算化するといったようなサポートする仕組みを準備しないまま、制度や体制や法律が整っていない・・・つまり「異なる価値

観・文化を持つ人たちを受け入れる体制ができていない」状況で、外国人の受け入れを開始しているという背景が考えられる。そこに、日本が外国人を受け入れざるを得ない現実がぶつかっている。

このような状況で、在住外国人が日本人住民と同じように生活するためには、先に述べた教育のほかにも医療、雇用など多くの面で解決すべき言葉や文化の違いから派生する課題がある。

言葉を覚え、日本の習慣を理解することで、より「生活者」として、安定的な生活を送ることが期待できる。ニューカマーの受け入れを開始してから20余年。その間外国人住民のサポートを市町単位の取り組みやNPOなどの非営利の活動や市民のボランティアに頼ってきた部分も大きい。

四日市市教育委員会では、日本語の習得が不十分な外国人児童生徒に対し、日本語の初期指導・学校への適応指導等を集中的に行うための初期適応指導教室「いずみ」を設置している。また、各小中学校で日本語以外の言語によるサポートの必要な子どもがいれば、市に28名いる「外国人幼児児童生徒適応指導員」を各校園に派遣して、授業中の支援を行うほか、学校通信や学級通信などの翻訳も行っている。「いずみ」のほか、三重県内の初期適応指導教室の多くでは、公益財団法人三重県国際交流財団が発行し、三重県内の教育機関へは無償で配布されている初期日本語学習教材『みえこさんのほんご』と『読みえこさんの日本語』をテキストとして使っている。同財団では他にも多言語による日常生活の相談への対応や外国籍親子のための進学ガイドブックの作成など、言葉や文化の違いによる進学や就職への壁がなくなるようサポートしている。

総人口に占める外国人住民数の割合が県内で最も高い伊賀市で、通訳事業をベースとして在住外国人が感じる言葉の壁を少しでもなくそうと活動する特定非営利活動法人伊賀の伝丸の代表理事・和田京子さんは、「通訳、行政情報や地域情報の翻訳、多岐にわたる生活相談において専門性を持っているのがNPO。地域と行政であったり、地域と個人をつないでいくのもひとつの役割」と社会的に弱い立場にいる人の不安や悩みに寄り添い、課題と向き合うNPOの力を伝える。在住外国人の支援策が制度や法律で定められていくことで、「市町や地域でサポート体制が整えやすくなる。現に雇用における年金や保険未加入などの問題は、労働分野での法律が厳しくなったことと外国人住民自身が知識を得たことによりだんだん改善されてきてはいる」とNPOの現場で肌で感じることを指摘する。「物でなく人を受け入れているのだから、ゴミを出す、買い物をする

などの日常生活が当然ついてくる。外国人住民は助けてあげないといけない存在ではなく、彼らが暮らす地域で一住民として本来持っている力を発揮できるようにしていくのがNPOや地域の役割であると思う」と、多様な文化的背景を持つ人がいて世界につながっている地域の価値とこれから目指していくべき共生社会について話す。

「外国人住民を受け入れる体制ができていない」とは、「日本社会が外国人住民の生活を守り、権利と基本的人権を保障することができていない」と置き換えることができる。日本人は自分たちの都合で貧困層を生みだし、社会自体を不安定にしている側面もあり、法律や制度によって、在住外国人を教育・医療・雇用・生活の面で受け入れる体制をつくっていく必要がある。基本的な人権が保障された上で、言葉や文化の違いによる壁が低くなることで初めて在住外国人は日本社会を認めることができるのではないか。在住外国人を取りまく現状の問題の解決が社会の課題であることを明確に位置づけ、実態に見合う制度的な保障とそれを正しく運用していく環境の整備が必要である。

(三好)

<取材・資料提供ご協力(順不同)>

- ・三重県環境生活部多文化共生課様
- ・三重県教育委員会事務局小中学校教育課様
- ・三重大学人文学部・多文化共生研究班様
- ・四日市市教育委員会指導課様
- ・公益財団法人三重県国際交流財団様
- ・特定非営利活動法人伊賀の伝丸様

